

(韓国) 出入国管理法

[施行 2009. 6. 20] [法律第 9140 号、2008. 12. 19 一部改定]

【用語の解説】

(韓国) (日本)

- ・滞留……在留
- ・発給……発行
- ・就業……就労
- ・出席……出頭
- ・検査……捜索
- ・尋問……取調
- ・法院……裁判所

第 9 章 補則

第 77 条 (武器の携帯及び使用) ① 出入国管理公務員は、その職務を執行するため必要な場合は、武器等(警察官職務執行法第 10 条から第 10 条の 4 に規定される装備、装具、噴射器、武器を言い、以下「武器等」という)を所持できる。

② 出入国管理公務員は、警察官職務執行法第 10 条から第 10 条の 4 の規定に準じ、武器等の使用ができる。

第 78 条 (関係機関の協力) ① 出入国管理公務員は、第 47 条の規定による調査、第 80 条の規定による難民の認定等に関する調査又は出入国事犯に対する調査をする場合において必要なときは、関係機関又は団体に対し資料の提出又は事実の調査等の協力を要請することができる。

② 出入国管理公務員は、第 9 条第 1 項の規定による査証発給認定書の発給の妥当性の審査又は出入国事犯の調査のため関係機関に対し、犯罪経歴資料及び捜査経歴資料の照会要請をすることができる。

③ 第 1 項の規定による協力要請及び第 2 項の規定による照会要請を受けた関係機関又は団体は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

第 79 条 (許可申請等の義務者) 次の各号の一に該当する者が 17 歳未満の場合、本人が許可等の申請をしない場合は、その者の父母その他大統領令で定める者が申請をしなければならない。

1. 第 20 条の規定による滞留資格外活動許可を受けなければならない者

1 の 2. 第 23 条の規定による滞留資格を受けなければならない者

2. 第 24 条の規定による滞留資格変更許可を受けなければならない者

3. 第 25 条の規定による滞留期間の延長許可を受けなければならない者

4. 第 31 条の規定による外国人登録をしなければならない者
5. 第 35 条の規定による外国人登録事項変更申告をしなければならない者
6. 第 36 条の規定による滞留地変更申告をしなければならない者

第 80 条(事実調査)①出入国管理公務員又は権限ある公務員は、この法律による申告又は登録の正確性を期すため、第 19 条・第 31 条・第 35 条及び第 36 条の規定による申告又は登録の内容が事実と異なると疑うべき相当な理由があるときは、その事実を調査することができる。

②法務部長官は、第 9 条の規定による査証発給認定書の発給、第 76 条の 2 の規定による難民の認定又は第 76 条の 3 の規定による難民認定の取り消しをする場合において必要であると認めるときは、出入国管理公務員によりその事実の調査をさせることができる。

③第 1 項又は第 2 項の規定による調査をするため必要なときは、第 1 項又は第 2 項の規定による申告・登録又は申請をした者その他関係人を出席させ質問し、又は文書その他資料の提出を要求することができる。

第 81 条(出入国管理公務員の外国人動向調査)①出入国管理公務員又は大統領令で定める関係機関所属公務員は、外国人がこの法律又はこの法律による命令により適法に滞留しているか否かを調査するために外国人、その外国人を雇用した者、その外国人の所属団体又はその外国人が勤務する会社の代表者及びその外国人を宿泊させた者を訪問し、質問又はその他必要な資料の提出を要求することができる。

②第 1 項の規定により質問を受け、又は資料の提出を要求された者は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

第 81 条の 2(出入国管理公務員の駐在) 法務部長官は、第 7 条第 1 項又は第 4 項の規定による査証又は外国人入国許可書の発給事務又は外国人の入国に関連する必要な情報収集・連絡業務に従事させるため、出入国管理公務員を在外公館等に駐在させることができる。

第 82 条(証票の携帯及び提示) 出入国管理公務員又は権限ある公務員は、次の各号の一に該当する職務を執行する場合その権限を示す証票を携帯し、これを関係人に示さなければならない。

1. 第 50 条の規定による住居又は物品の検査及び書類その他物品の提出要求
2. 第 69 条及び第 70 条の規定による検査及び審査
3. 第 80 条及び第 81 条の規定による質問その他必要な資料の提出要求
4. その他第 1 号から第 3 号に準ずる職務遂行

第 83 条 (出入国事犯の申告) 何人もこの法律に違反したと疑うべき人を発見したときは、出入国管理公務員にこれを申告することができる。

第 84 条 (通報義務) ① 国家又は地方自治団体の公務員が、その職務を遂行するにあたり第 46 条各号の一に該当する者又はこの法律に違反すると認められる者を発見したときは、その事実を遅滞なく事務所長・出張所長又は外国人保護所長に通報しなければならない。

② 刑務所・少年刑務所・拘置所及びその支所・保護監護所・治療監護施設又は少年院の長は、第 1 項の規定に該当する外国人が、刑の執行を受けて刑期の満了、刑の執行停止その他の事由により釈放されたとき、保護監護処分又は治療監護処分を受けて収容された後出所したとき、又は少年法により少年院に収容された後退院したときは、その事実を遅滞なく事務所長・出張所長又は外国人保護所長に通報しなければならない。

第 85 条 (刑事手続との関係) ① 事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、第 46 条各号の一に該当する者が刑の執行を受けているときでも強制退去の手続を採ることができる。

② 前項の場合、強制退去命令書が発行されたときは、その外国人に対する刑の執行が終了した後これを執行する。但し、その外国人の現在地を管轄する地方検察庁検事長の許可を受けたときは、刑の執行が終了する前でも強制退去命令書を執行することができる。

第 86 条 (身柄の引渡) ① 検事は、強制退去命令書が発行された拘束被疑者に対し不起訴処分をしたときは、出入国管理公務員にその者を引き渡さなければならない。

② 刑務所・少年刑務所・拘置所及びその支所・保護監護所・治療監護所又は少年院の長は、第 84 条第 2 項の規定により事務所長・出張所長又は外国人保護所長へ通報した外国人に対し強制退去命令書が発行されたときは、釈放・出所又は退院と同時に出入国管理公務員にその者を引き渡さなければならない。

第 87 条 (出入国管理手数料) ① この法律による許可等を受ける者は、法務部令で定める手数料を納付しなければならない。

② 法務部長官は、国際慣例又は相互主義原則に照らし必要があると認められるときは、前項の規定による手数料を免除することができ、協定等に手数料に関する規定に別の定めがある場合は、その規定の定めるところに従う。

第 88 条 (事実証明の発給) ① 事務所長又は出張所長は、この法律の手続により出国、又は入国した事実がある者について、法務部令で定めるところにより出入国に関する事実証明を発給することができる。

② 事務所長・出張所長又は市・郡・区の長は、この法律の手続により外国人登録をした外国人について、法務部令で定めるところにより外国人登録事実証明を発給することができる。

第 88 条の 2 (外国人登録証等の住民登録証等との関係) ①法令に規定された各種手続又は取引関係等において、住民登録証又は住民登録簿・抄本を要する場合は、外国人登録証又は外国人登録事実証明によりこれに代える。

②この法律による外国人登録及び滞在地変更申告は、住民登録及び転入届に代える。

第 89 条 (各種許可等の取消・変更) ①法務部長官は、外国人が次の各号の一に該当するときは、第 8 条の規定による査証発給、第 9 条の規定による査証発給認定書の発給、第 12 条第 3 項の規定による入国許可、第 13 条の規定による条件付入国許可、第 14 条の規定による上陸許可又は第 20 条・第 21 条・第 23 条から第 25 条の規定による滞留許可等を取消し、又は変更することができる。

1. 身元保証人が保証を撤回し、又は身元保証人がなくなったとき
2. 虚偽その他不正な方法により許可等を受けたことが明らかになったとき
3. 許可条件に違反したとき
4. 事情変更により許可状態をこれ以上維持させることができない重大な事由が発生したとき
5. その他この法律又は他の法律に違反した程度が重大であり、又は出入国管理公務員の正当な職務命令に違反したとき

②法務部長官は、第 1 項の規定による各種許可等の取消し又は変更に関し、必要があると認められるときは、その外国人又は第 79 条の規定による申請人を出席させて意見を聞くことができる。

③第 2 項の場合において法務部長官は、取消し又は変更しようとする事由・出席日時及び場所を出席日 7 日前まで、その外国人又は申請人に通知しなければならない。

第 90 条 (身元保証) ①法務部長官は、査証発給、査証発給認定書の発給、入国許可、条件付入国許可、各種滞留許可、保護又は出入国事犯の身柄引渡等と関連し、必要があると認められるときは、招請者その他関係人に対し、その外国人(以下"被保証外国人"という。)の身元を保証させることができる。

②法務部長官は、前項の規定により身元保証をした者(以下"身元保証人"という。)に被保証外国人の滞留、保護及び出国に必要な費用の全部又は一部を負担させることができる。

③身元保証人が、第 2 項の規定による保証責任を履行せず、国庫の負担とならしめたときは、法務部長官は、身元保証人に対し求償権を行使することができる。

④身元保証人が、第 2 項の規定による費用を負担しないおそれがあり、又はその保証だけでは、保証目的を達成できないと認められるときは、身元保証人に対し被保証外国人 1 人当たり 300 万ウォン以下の保証金を預置させることができる。

⑤身元保証人の資格・保証期間その他身元保証に必要な事項は、法務部令で定める。

第90条の2(不法就業外国人の出国費用負担責任)①法務部長官は、就業活動ができる滞留資格を有しない外国人を雇用した者(以下"不法雇用主"という。)にその外国人の出国に必要な費用の全部又は一部を負担させることができる。

②不法雇用主が、第1項の規定による費用負担責任を履行せず、国庫の負担とならしめたときは、法務部長官は、その不法雇用主に求償権を行使することができる。

第91条(文書等の送付)①文書等の送付は、この法律に特別な規定がある場合を除き、本人、家族、身元保証人、所属団体の長の順に直接交付し、又は郵送の方法による。

②事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、前項の規定による文書等の送付が不可能であると認められるときは、送付する文書等を保管し、その理由を庁舎の掲示板に掲示する公示送達の方法による。

③第2項の規定による公示送達は、掲示した日から14日が経過した日にその効力が生じる。

第92条(権限の委任)①法務部長官は、この法律による権限の一部を大統領令で定めるところにより事務所長・出張所長又は外国人保護所長に委任することができる。

②市長(特別市長及び広域市長を除く)は、この法律による権限の一部を大統領令で定めるところにより、区庁長(自治区ではない区庁長に限る)に委任することができる。

第93条(南・北朝鮮往来等の手続)①軍事分界線以南地域(以下「南韓」という)又は海外に居住する国民が軍事分界線以北地域(以下"北朝鮮"という)を経て出入国する場合は、南韓から北朝鮮へ行く前又は北朝鮮から南韓にきた後に出入国審査をする。

②外国人の南・北朝鮮往来手続に関しては、特別な事情がある場合を除き、この法律の出入国手続に関する規定を準用する。

③外国人が北朝鮮を経て出入国する場合は、この法律の出入国手続に関する規定による。

④第1項から第3項の施行に関して必要な事項は、大統領令で定める。